

## 社会福祉士資格に基づく業務

【注1】 いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

【注2】 資格登録日以降が有効な実務経験となります。(資格登録日以前は該当しません。)

社会福祉士資格に基づく業務として認められる施設・事業、職種については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に関わる介護等の業務の範囲等について」（昭和62年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）別添1により定められているものと同等とします。

### 1. 高齢者分野

#### 介護保険法

No.	種別（対象となる施設・事業者等）	職種（対象となる職員）
1	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む。)	生活相談員
2	介護老人保健施設	支援相談員
3	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
4	指定特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 計画作成担当者
5	指定通所介護 基準該当居宅サービスに該当する通所介護 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 介護予防通所介護 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護 第一号通所事業 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症型通所介護	生活相談員
6	指定短期入所生活介護 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護	生活相談員
7	指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション	支援相談員

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
8	指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護	支援相談員
9	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	オペレーター
10	指定夜間対応型訪問介護	オペレーションセンター従業者
11	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員
12	介護予防支援事業	担当職員
13	第一号介護予防支援事業	担当職員

## 老人福祉法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
14	養護老人ホーム	生活相談員
15	特別養護老人ホーム	生活相談員
16	軽費老人ホーム	生活相談員、主任生活相談員（入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員）
17	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
18	老人短期入所施設	生活相談員
19	老人デイサービスセンター	生活相談員
20	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
21	有料老人ホーム	生活相談員

## その他

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	
22	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	
23	生活支援ハウス	生活援助員	
24	高齢者の安心な住まい確保に資する事業	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員
25	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	

## 1. 障害者分野

### 障害者総合支援法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
26	地域活動支援センター	指導員
27	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)	
28	障害福祉サービス事業 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労継続支援A型、B型、就労移行支援（認定就労移行支援を含む。）、就労定着支援、自立生活援助	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員	
29	福祉ホーム	管理人	
30	一般相談支援事業所	相談支援専門員	
31	特定相談支援事業所	相談支援専門員	
32	指定相談支援事業所	相談支援専門員	
33	障害福祉サービス事業 療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助	相談援助業務を行っている職員	
34	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設	生活支援員
		身体障害者療護施設	
		身体障害者授産施設	
		身体障害者福祉工場	指導員
35	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設	生活支援員
		知的障害者授産施設	
		知的障害者通勤寮	
36	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設	
		精神障害者福祉工場	
		精神障害者福祉ホーム	管理人
37	地域生活支援事業	身体障害者自立支援	相談援助業務を行っている職員
		日中一時支援	
		障害者相談支援事業	

### 身体障害者福祉法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
38	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
39	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応じる職員
40	点字図書館	相談援助業務を行っている職員

## 知的障害者福祉法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
4 1	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
4 2	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員、精神科ソーシャルワーカー

## 発達障害者支援法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
4 3	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員

## その他

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
4 4	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
4 5	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
4 6	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
4 7	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
4 8	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員
4 9	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター
5 0	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
5 1	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている指導員
5 2	精神障害者地域移行支援特別対策事業	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
5 3	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
5 4	精神障害者アウトリーチ推進事業	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員は除く。）
5 5	アウトリーチ事業	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員は除く。）
5 6	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
57	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

## 1. 児童分野

### 児童福祉法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
58	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員
59	母子生活支援施設	母子支援員(改正前の母子指導員を含む。)、少年を指導する職員、個別対応職員
60	児童養護施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員
61	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童指導員、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員
62	知的障害児施設	児童指導員
63	知的障害児通園施設	児童指導員
64	盲ろうあ児施設	児童指導員
65	肢体不自由児施設	児童指導員
66	児童心理治療施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員
67	重症心身障害児施設	児童指導員、心理指導を担当する職員
68	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
69	児童家庭支援センター	相談・支援を担当する職員
70	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童指導員、児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)、訪問支援員(児童指導員、心理指導担当職員に限る)、指導員
71	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員
72	乳児院	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
73	指定発達支援医療機関 (厚生労働大臣の指定を受けた機関)	児童指導員
74	児童自立生活援助事業	相談援助業務を行っている指導員
75	地域子育て支援拠点事業	相談援助業務を行っている職員

## その他

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
76	利用者支援事業	相談援助業務を行っている職員
77	児童デイサービス事業	相談援助業務を行っている職員
78	「地域生活支援事業」の障害児等療育支援事業	相談援助業務を行っている職員
79	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
80	子育て短期支援事業 (児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設において実施するもの)	相談援助業務を行っている職員
81	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業	相談援助業務を行っている職員
82	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
83	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
84	重症心身障害児(者)通園事業	児童指導員
85	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー

### 1. その他分野

#### 社会福祉法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
86	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う所員) 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 老人福祉指導主事 現業員 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接相談員 婦人相談員 母子・父子自立支援員 就労支援員
87	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
88	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領に規定する専門員
89	市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員、相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。)

## 生活保護法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
90	救護施設	生活指導員
91	更生施設	生活指導員
92	授産施設	指導員
93	宿泊提供施設	指導員
94	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員

## 生活困窮者自立支援法

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
95	自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、家計相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援相談員、家計相談支援員

## その他

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
96	保健所	精神保健福祉相談員、精神科ソーシャルワーカー
97	病院・診療所	退院後生活環境相談員 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
98	婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
99	婦人保護施設	入所者を指導する職員
100	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
101	地方更生保護委員会	保護観察官
102	保護観察所	保護観察官
103	更生保護施設	補導主任、補導員
104	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
105	地域福祉センター	相談援助業務を行っているの職員
106	就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業所)	就労支援員

No.	種別 (対象となる施設・事業者等)	職種 (対象となる職員)
107	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
108	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
109	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
110	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
111	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
112	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
113	その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

◎記載している業務以外については、試験事務局にお問い合わせください。